

産業科学研究所共同研究部門の設置に関する要項

(趣旨)

第1条 この要項は、大阪大学産業科学研究所規程（以下第4条において「産業科学研究所規程」という。）及びその他の産業科学研究所における各種申合せ等に定めるもののほか、共同研究部門の設置に伴い必要となる事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)「研究部門」とは、新産業創成研究部門及び特別プロジェクト研究部門を除く産業科学研究所の研究部門をいう。
- (2)「センター」とは、産業科学ナノテクノロジーセンターをいう。
- (3)「附属研究施設」とは、センターを除く産業科学研究所の附属研究施設をいう。

(上位規程等との関係)

第3条 この要項及びこれに附属する諸規程に定めのない事項については、国立大学法人大阪大学組織規程（以下次条において「組織規程」という。）、大阪大学共同研究講座及び共同研究部門規程及びその他の大阪大学における共同研究部門に関する各種取扱いの定めるところによる。

(組織)

第4条 産業科学研究所規程第4条から第6条までに規定される研究部門、研究分野、附属施設及び共通施設（以下第6条において「産業科学研究所規程組織」という。）のほか、組織規程第36条の規定に基づき、産業科学研究所に共同研究部門を設置することができる。

(研究場所の設置)

第5条 共同研究部門の研究場所は、原則として、産業科学研究所のオープンラボトリー（以下「オープンラボ」という。）に設置するものとするが、大阪大学吹田キャンパスのオープンラボに設置してもよいものとする。

2 産業科学研究所のオープンラボの利用に関し必要な事項は、大阪大学産業科学研究所オープンラボトリー内規の定めるところによる。

なお、共同研究部門の研究代表者がすでに借用している産業科学研究所のオープンラボに設置する場合は、当該場所の利用期間を終了し、新規利用として取り扱うものとする。

(人事案件の取扱い)

第6条 第3条の規定により設置される共同研究部門に係る教員等の異動（「教員の異動に係る審議機関について」に定めるものをいう。）に伴う各種取扱いについては、産業科学研究所規程組織における各種取扱いに準ずるものとする。

2 専任教員の共同研究部門への兼任については、当該共同研究の受入担当研究者が受入れ時に所属の研究部門又はセンター若しくは附属研究施設運営委員会での審議を経た後、教授会の承認を得るものとする。

3 当該共同研究部門に受け入れる招へい教員及び招へい研究員の受入教員については、原則として、第4条の規定により設置された共同研究部門の研究代表者である教授とする。

(その他)

第7条 この要項に定めのない事項が生じたとき又はこの要項の内容に疑義若しくは変更の必要が生じたときは、速やかに教授会で協議の上、決定するものとする。

附 則

この要項は、平成27年12月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、令和4年11月17日から施行する。

附 則

この改正は、令和6年7月18日から施行する。

【参考1】補足説明

第1条及び第2条関係：

要項の趣旨及び要項上の用語に係る定義を規定。

第3条関係：

基本的にはこの要項以外の事項について上位規程である大阪大学の各種規程が適用されることを明確にしている【適用関係の明確化】。したがって、例えばこの要項に規定していない科研費の応募（共同研究部門での業務の他、自ら科研費に応募することを妨げないこと）等実務上の詳細な取扱いについても大学として取り決めている内容に従うこととなる。

第4条関係：

上位規程を受け産業科学研究所に共同研究部門を設置できることは自明であるが、産業科学研究所規程に定める組織との位置づけが不明瞭であるため、産業科学研究所規程に定める組織とは一線を画していることを規定するもの。

第5条関係：

制度の趣旨から、研究場所の使用料は、民間企業等の資金により負担することを原則とするもの。

民間企業等から研究者を受け入れることから、共同研究と同様の取扱とすべきであるが、産研に設置された研究組織であるため、研究分野と同様の取扱とする。ただし、補助金制度の適用外とし、光熱水料等は負担することとするもの。

第6条関係：

人事案件については、他の研究部門や研究分野等と同様の取扱いにすることを規定するもの。また、第2項及び第3項で補足として専任教員の兼任及び招へい教員等の受入れの際の受入れ教員について規定するもの。

附則関係：

平成27年12月1日の共同研究部門設置の手続きとの関係で遡及適用させるもの。

【参考2】共同研究部門の趣旨・特徴

共同研究部門は、外部の企業等から資金の提供を受け、大阪大学内に設置する研究組織であり、大阪大学の教員と出資企業からの研究者が対等の立場で共通の課題について共同して研究を行うことによって、優れた研究成果が生まれることを促進する制度。

共同研究部門は共同研究を行うことを設置の目的とし、研究に専念する大阪大学に設ける独立した研究組織であり、大阪大学と出資企業とが協議しながら研究を行い、柔軟かつ迅速に研究活動を運営することを特徴としている。